

旧	新
第6編 海上災害対策編 第1章 災害予防 第1節 船舶の安全な運航の確保 □<u>海技従事者</u>（船舶に乗組む船舶職員）になろうとする者に対し、<u>海技従事者</u>として必要な知識・能力があるかについて<u>海技従事者</u>国家試験を行うとともに、既に<u>海技従事者</u>である者についても、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、<u>海技従事者</u>の知識・能力の維持及び最新化を図る。また、時代のニーズに即した船員を確保する必要があることから、各船員教育機関において、教育内容のレベルアップを図る等その教育体制の一層の整備充実を推進する。 □発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、<u>船員労務官</u>による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。 □<u>船舶の構造設備等及び人的要員に係る海難事故防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）の実施を積極的に推進するとともに、外国船舶監督官を中心とするP S C実施体制のさらなる強化、整備を進める。</u> 第2節 船舶の安全性の向上 □船舶の構造、設備等の安全基準の整備を行うとともに、技術革新、海上輸送の多様化等の情勢に対処する。 □技術革新による輸送形態の多様化、諸設備の高度化への対応を始めとする安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため、研修等の実施により船舶検査体制の充実に努める。 □国際条約等の規定に基づき、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等に係る国内規則の整備を図る。 □危険物運搬船に係る技術基準の遵守の徹底を図るため、危険物運搬船等の立入検査を実施する。 第3節 情報の収集・伝達体制の整備 第1 情報伝達ルートの確立 □発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、	第6編 海上災害対策編 第1章 災害予防 第1節 船舶の安全な運航の確保 □<u>海技士</u>（船舶に乗組む船舶職員）になろうとする者に対し、<u>海技士</u>として必要な知識・能力があるかについて<u>海技士</u>国家試験を行うとともに、既に<u>海技士</u>である者についても、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、<u>海技士</u>の知識・能力の維持及び最新化を図る。また、時代のニーズに即した船員を確保する必要があることから、各船員教育機関において、教育内容のレベルアップを図る等その教育体制の一層の整備充実を推進する。 □発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、<u>運航労務監理官</u>による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。 □<u>国際条約に基づき、我が国に寄港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、航海当直体制及び操作要件等のソフト面に関して、的確に外国船舶の監督（ポートステートコントロール）を実施し、国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除を図る。</u> 第2節 船舶の安全性の向上 □船舶の構造、設備等の安全基準の整備を行うとともに、技術革新、海上輸送の多様化等の情勢に対処する。 □技術革新による輸送形態の多様化、諸設備の高度化への対応を始めとする安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため、研修等の実施により船舶検査体制の充実に努める。 □国際条約等の規定に基づき、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等に係る国内規則の整備を図る。 □危険物運搬船に係る技術基準の遵守の徹底を図るため、危険物運搬船等の立入検査を実施する。 □<u>国際条約に基づき、我が国に寄港する外国船舶に対し、船舶の構造・設備等のハード面に関して、的確にポートステートコントロールを実施し、サブスタンダード船の排除を図る。</u> 第3節 情報の収集・伝達体制の整備 第1 情報伝達ルートの確立 □発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、

第6編 海上災害対策編

地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

第2 情報伝達手段の確保

□発災時等に省内及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達手段を確保するため、ポケットベル・携帯電話・自動車電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛星通信・無線通信の活用を含めた多重化等について検討する。

その際、夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備することとし、このため、省内関係者へのポケットベル・携帯電話の貸与、コンタクトポイントとなる者の複数化及び情報ネットワークの活用等の措置を講じる。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の応急対策

第1 活動体制の確立

□海上災害が発生した場合、本省及び関係地方支分部局等では、非常参集要員の緊急参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

□海上災害により原油等の危険物等が大量流出した場合において、収集された情報により、事故の規模、予想される被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に警戒本部を設置する必要があると認められるときは、内閣総理大臣に報告する。

第2 政府対策本部等への対応

□関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に從事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第3 情報の収集・伝達

(1) 災害応急対策の実施に必要な情報の収集・伝達

□自らまたは関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を通じて、全般的な被害状況や港湾施設等の被害状況、海上交通機関の運航状況等の災害応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行う。また、収集した情報については、適宜、官邸、政府対策本部、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に伝達し、情報の共有化を図る。

なお、情報の収集・伝達にあたっては、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点をおくものとする。

(略)

地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

第2 情報伝達手段の確保

□発災時等に省内及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達手段を確保するため、携帯電話・自動車電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛星通信・無線通信の活用を含めた多重化等について検討する。

その際、夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備することとし、このため、省内関係者への携帯電話の貸与、コンタクトポイントとなる者の複数化及び情報ネットワークの活用等の措置を講じる。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の応急対策

第1 活動体制の確立

□海上災害が発生した場合、本省及び関係地方支分部局等では、非常参集要員の緊急参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

□海上災害により原油等の危険物等が大量流出した場合において、収集された情報により、事故の規模、予想される被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に警戒本部を設置する必要があると認められるときは、内閣総理大臣に報告する。

第2 政府対策本部等への対応

□関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に從事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第3 情報の収集・伝達

(1) 災害応急対策の実施に必要な情報の収集・伝達

□自らまたは関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を通じて、全般的な被害状況や港湾施設等の被害状況、海上交通機関の運航状況等の災害応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行う。また、収集した情報については、適宜、総理大臣官邸、政府対策本部、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に伝達し、情報の共有化を図る。

なお、情報の収集・伝達にあたっては、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点をおくものとする。

(略)

第6編 海上災害対策編

第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策

- 海上事故により大量の原油等の油が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じる。
- 油流出事故が発生した場合、海上保安庁の要請を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行う。
- 危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策

- 海上事故により大量の原油等の油が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じる。
- 油流出事故が発生した場合、海上保安庁の要請を受けて、油回収船等を出動させ、防除活動を行う。
- 危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。